

平成30年5月25日

保護者様

倉敷市立南中学校  
校長 河村 智正

「避難準備情報」・「避難勧告」・「避難指示」発令時の対応について

薫風の候、保護者の皆様にはご健勝のこととお喜び申し上げます。平素より、本校教育の推進に対し温かいご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、近年、大雨等に伴う「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」がしばしば発令される状況になり、更なる対応が必要となっております。原則としましては、学区内の地域差を勘案して、発令があった場合、登校させるかどうかの判断は保護者が行うこととします。基本的な対応につきましては次のとおりといたします。ご周知よろしくお願いいたします。

記

1 「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が在住地もしくは通学路において発令された場合

(1) 登校前に発令された場合

保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席扱いとしません。

(2) 登校前に発令されていたが、授業時間内に解除された場合

安全に気をつけて登校させてもかまいませんが、保護者の判断により登校を控えた場合でも欠席（遅刻を含む）扱いとはしません。

(3) 登校後に発令された場合

保護者から申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させます。早退扱いとはしません。

2 「避難準備情報」「避難勧告」「避難指示」が学校所在地(西富井1387番地)において発令された場合

(1) 登校前に発令された場合

「避難準備情報」発令

通常どおり登校になりますが、保護者の判断により登校を控えた場合は、欠席（遅刻を含む）扱いとしません。

「避難勧告」「避難指示」発令

午前7時の段階で発令されていた場合は、生徒は臨時休業とします。

(2) 登校後に発令された場合

「避難準備情報」発令

保護者から申出があった場合は、保護者への引渡しを基本として下校させます。その場合、早退扱いとしません。

「避難勧告」「避難指示」発令

保護者への引渡しによる下校を基本とします。状況によっては教員誘導により下校させます。ただし、発令地域に自宅がある場合は、保護者と相談して判断いたします。緊急を要する場合は新たな避難場所へ誘導します。

※ 避難準備情報・避難勧告・避難指示について

○ 発令の内容について

「避難準備情報」とは

（避難の準備をするよう呼びかけるもの。ただし、高齢者や障害者など避難に時間がかかる人は、避難行動を開始しなければならない段階）

「避難勧告」とは

（災害によって被害が予想される地域の住民に対して、避難を勧めるもの）

「避難指示」とは

（住民に対し、避難勧告よりも強く避難を求めるもので、避難勧告よりも急を要する場合や人に被害が出る危険性が非常に高まった場合に発令される。ただちに避難行動を開始することとなり、勧告よりも拘束力が強い）

○ 発令について

- ・ 気象庁からの防災情報（津波情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報など）をもとに、市（防災危機管理室）が発令する。
- ・ 災害の発生する可能性が高まった状況において、主に、字を単位とした地区ごとに発令される。
- ・ これまでの発令状況によると、避難準備情報は、「市内全域」や「真備地区全域」「玉島・水島・児島地域の沿岸部」といったように広い地域で発令されることが多いが、避難勧告や避難指示は、「玉島柏島」「児島田の口〇丁目」というように「字」を単位としたピンポイントの地域へ発令されることが多く、より臨機応変の対応が必要となる。
- ・ 警報や注意報が解除されても、発令され続ける場合がある。
- ・ 避難準備情報の発令のみで終わるケースが多い。

○ 防災情報について

通常のテレビ放送画面による告知は注意報や警報等のみになります。避難準備情報や避難勧告、避難指示の発令状況については「倉敷市ホームページ」・「おかやま防災情報メール」・「緊急告知 FM ラジオ」・「災害情報共有システム Lアラート（NHK デジタル放送）」・「有線放送」・「放送塔」・「広報車」等から情報を入手することができます。